

## 神戸市公立大学法人会計監査人の選定にかかる公募型プロポーザル実施要項

### 1 趣旨

令和5年4月より、神戸市外国語大学（以下、「神戸市外大」という。）に加え、神戸市立工業高等専門学校（以下、「神戸高専」という。）を運営する神戸市公立大学法人（以下、「法人」という。）について、地方独立行政法人法（以下、「法」という。）第35条の規定に基づき、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、会計監査人の監査を受ける必要があることから、この度法人の会計監査人に選任される監査法人又は公認会計士の公募を行う。

### 2 業務の名称

神戸市公立大学法人会計監査業務

### 3 会計監査人の任期

選任の日以降最初に終了する事業年度の財務諸表についての法第34条1項の規定に基づく市長の承認の日まで。ただし、法第39条の規定による解任等の特段の事情のない限り、最長で令和6事業年度まで再任を可能とする。

なお、再任にあたっては、提出された財務諸表及び次契約に係る提案書、見積書・内訳書を「神戸市公立大学法人会計監査人選定検討委員会」（以下、「選定検討委員会」）において改めて評価・検討を行うこととする。

### 4 監査契約の予定金額（消費税額及び地方消費税額を含む）

令和5事業年度における契約金額は、9,000,000円を上限とする。なお、この金額には、報酬、交通費、事務費、日常業務に係る相談・助言などすべての経費を含む。

### 5 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 公認会計士（公認会計士法（昭和23年7月6日法第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人であること。ただし、公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は除く。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年度政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (4) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。

### 6 スケジュール

- |                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| (1) 公募開始（実施要項等の交付開始）  | 令和5年3月22日（水曜）     |
| (2) 参加申込関係書類・質問票の提出期限 | 令和5年4月12日（水曜）     |
| (3) 質問票への回答           | 令和5年4月19日（水曜）     |
| (4) 提案書等の提出期限         | 令和5年5月8日（月曜）      |
| (5) 選定検討委員会           | 令和5年5月15日（月曜）（予定） |
| (6) 選定結果通知            | 令和5年5月19日（金曜）（予定） |

(7) 契約締結

令和5年5月下旬(予定)

## 7 実施要項等の交付開始日、交付場所等

### (1) 交付開始日

令和5年3月22日(水曜)

### (2) 交付場所

神戸市ホームページに掲載(「事業者募集(委託業務公募など)」のページにてダウンロード可能)

<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/recruit/index.html>

## 8 応募手続き等に関する事項

### (1) 参加申込関係書類及び質問票の提出

#### ア 受付期間

令和5年3月22日(水曜)から令和5年4月12日(水曜)17時30分まで

#### イ 提出書類

①参加申込書(様式1)、①参加資格確認書(様式2)、③会社概要(様式自由)、④登記事項全部証明書の写し(提出日から3か月以内に発行されたもの)、⑤質問票(様式3、※必要な者のみ。電話又は口頭による質問は受け付けない)

※記載内容は特に指定がない限り直近のものとし、その年月日を記載すること。

※監査法人等の概要を記載したパンフレット等があれば添付すること。

※参加申込にあたっては、別紙「提案書等作成要領」も参照すること。

#### ウ 提出先

「12 問い合わせ先」に記載のメールアドレスまで。

#### エ 提出方法

提出書類をPFDデータ化し、電子メールにて提出。なお、送信後に電話にて到達確認を行うこと。

#### オ 質問票への回答

回答参加者全者に対して令和5年4月19日(水曜)までに電子メールで回答する。

### (2) 提案書等の提出

#### ア 受付期間

令和5年3月22日(水曜)から令和5年5月8日(月曜)17時30分まで

#### イ 提出書類

①提案書提出書(様式4)、②提案書(様式5)、③提案説明資料(様式自由)、④法人等の概要(様式6)、⑤業務実施体制(様式7)、⑥役員名簿(様式8)、⑦業務実績書(様式9)、⑧見積書・内訳書(様式自由)

※別紙「提案書等作成要領」を参照すること。

#### ウ 提出先

「12 問い合わせ先」に記載のメールアドレスまで。

#### エ 提出方法

提出書類をPFDデータ化し、電子メールにて提出。なお、送信後に電話にて到達確認を行うこと。

## 9 選定に関する事項

### (1) 選定方法

市は、提出された提案書及び見積書等について、(2)に基づく選定検討委員会の意見(採点等)を聴取し、その総合点が最も高い者を会計監査人として選定する。なお、ヒアリングを行う場合は、提案書等の提出後、日時・場所について別途通知する。

その他の事項は以下の通りである。

- ア 最高点の者が複数の場合は、監査費用が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、監査費用も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で見積書・内訳書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

### (2) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ア 監査法人等の運営体制【10点】
- イ 監査方針【10点】
- ウ 監査計画【30点】
- エ 監査体制【35点】
- オ 監査品質の管理体制【5点】
- カ 監査費用【10点】

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

### (4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、神戸市長が選定した会計監査人を、本市(<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/contract/proposal/index.html>)及び法人のホームページ(<https://www.kobe-cufs.ac.jp/>)において公表する。また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

## 10 契約の締結

選定後、神戸市長が会計監査人を選任した旨の通知を法人に対しておこない、選任された会計監査人は、法人と監査契約を締結するものとする。

なお、契約金額や契約条項並びに本要項に定めのない事項は、選任された会計監査人と法人が協議の上、定めるものとする。

## 11 注意事項

- (1) 提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) すべての提案書は返却しない。
- (4) 提出された提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。

- (5) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (6) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

## 12 問い合わせ先（提出先）

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1

神戸市企画調整局企画調整課 教育連携担当

（電話番号：078-322-6394、メールアドレス：[kyouikushien@office.city.kobe.lg.jp](mailto:kyouikushien@office.city.kobe.lg.jp)）

※令和5年4月1日以降、所管課の名称は神戸市企画調整局産学連携推進課 大学・教育連携担当に変更となる。

※ただし、電話番号、メールアドレスについては変更しない。